

第四次稲城市保健福祉総合計画

(地域福祉計画)

概要版

令和6年3月

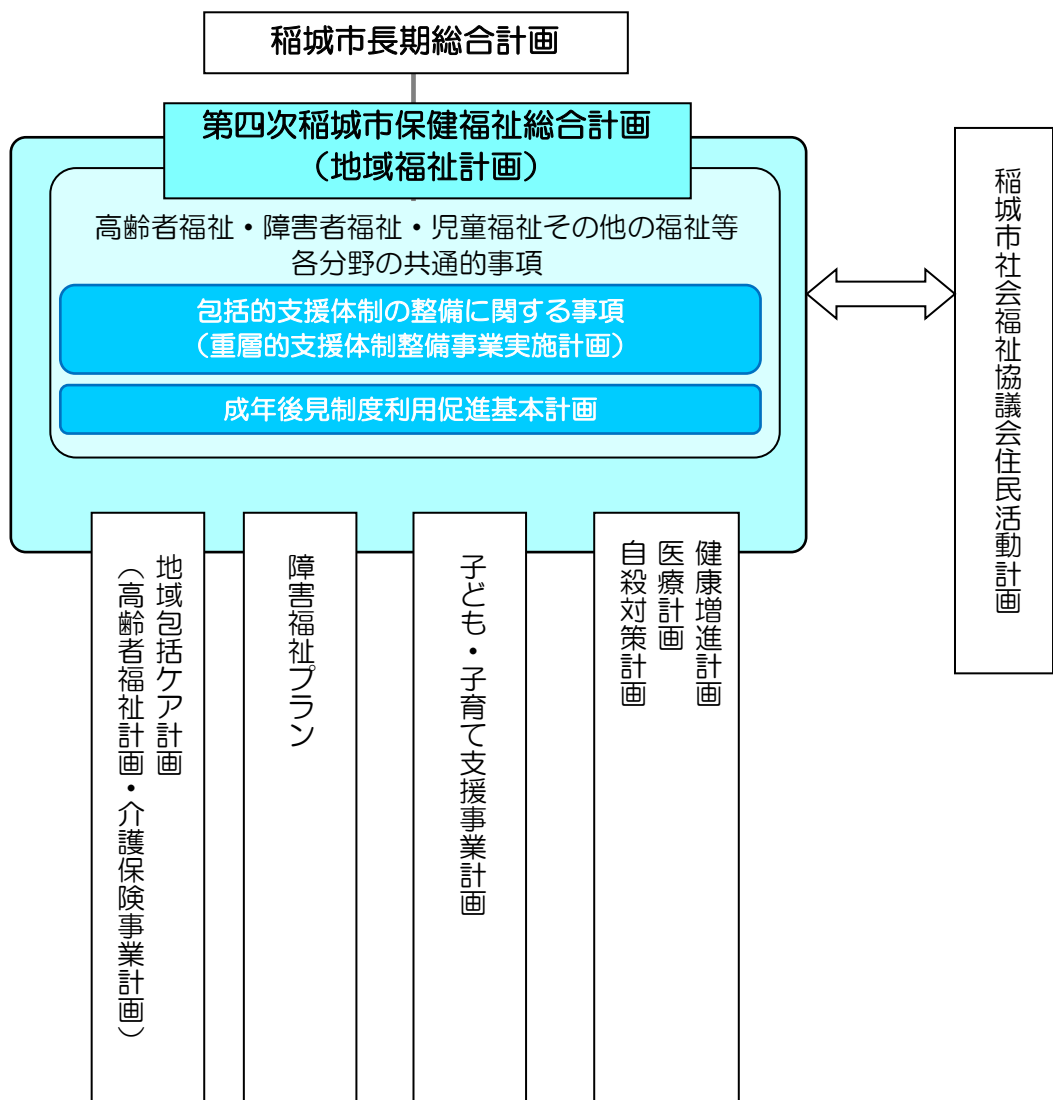
稲 城 市

1 計画の位置づけ

・本計画は、本市の最上位の計画である『第五次稲城市長期総合計画』に即した、福祉・保健部門を中心とした施策と方向を明らかにする計画であり、福祉等の各分野の共通的事項や制度の狭間の課題に対応する事項等を定める社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。

・また、国や都がそれぞれ策定した関連計画や、本市が策定した各個別計画との整合性を保つとともに、多様な福祉活動を基盤に市民が主体的に策定した「稲城市社会福祉協議会住民活動計画」と連携を図ります。

◇本計画は、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」と、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を掲載しています。



2 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。

なお、上記期間中においても、保健福祉等を取り巻く社会情勢の変化により必要が生じれば、それに応じて部分的変更、見直しを行うこととします。

3 計画の基本理念

「社会福祉法」では、その基本的理念として、個人の尊厳の保持と福祉サービスの利用者の能力に応じて自立した日常生活への支援、地域住民等による社会福祉の推進、多様な福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携がうたわれています。

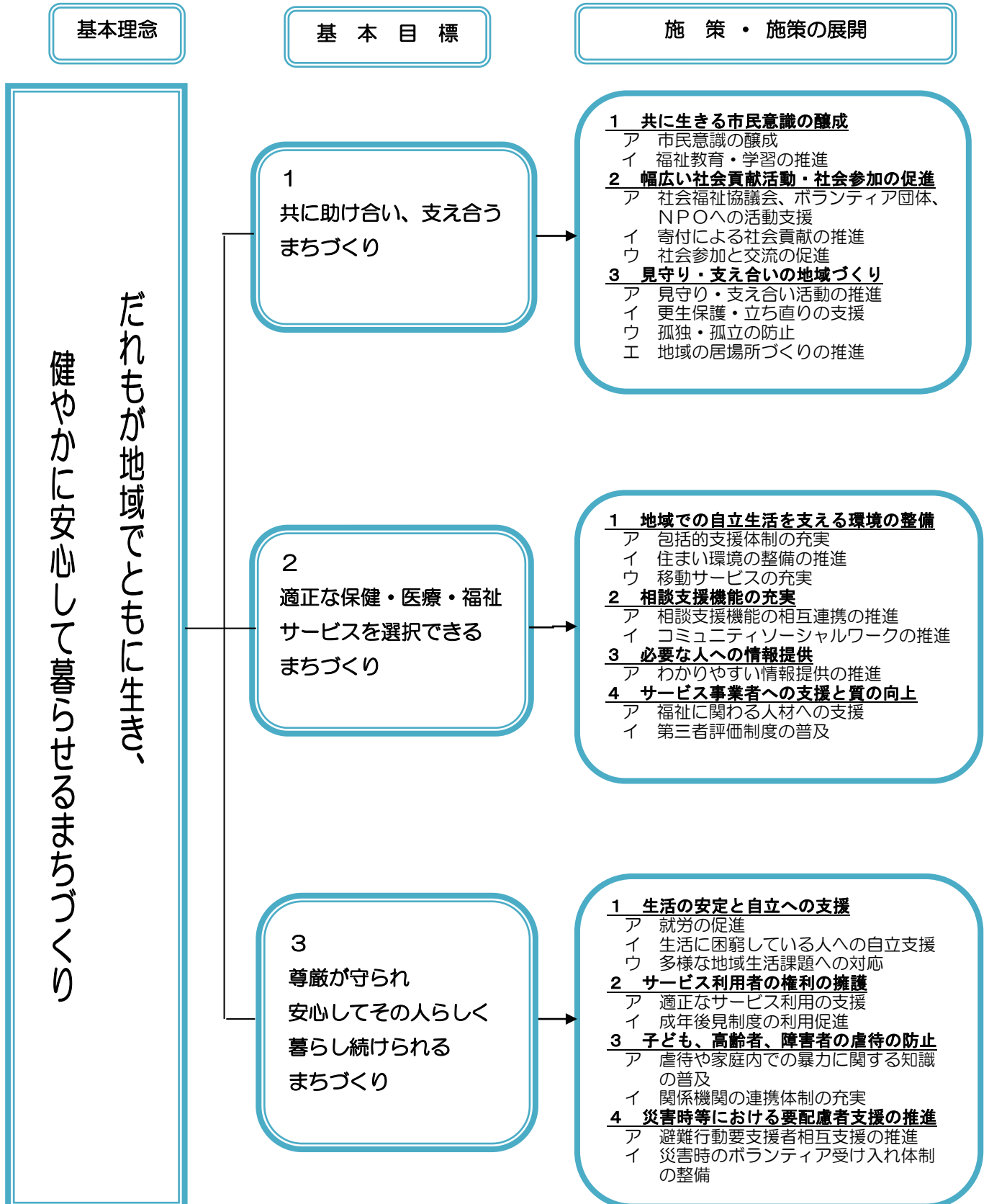
本計画では、市の最上位計画である『第五次稲城市長期総合計画』で、保健・医療・福祉に関する「まちづくりの基本目標」として「だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城」と定め、その施策の一つとして「安心して暮らせる地域福祉」を掲げていることを踏まえ、前計画の基本理念「ともに生き、ともにつくる まちづくり」を併せて、基本理念を「だれもが地域でともに生き、健やかに安心して暮らせるまちづくり」とします。

この基本理念を基に、市民の生活課題に対応する相談支援体制の充実に努めるとともに、すべての人が地域で安心して生活できるよう、地域で支え合い、個人の尊厳が守られる稲城市を目指します。

「だれもが地域でともに生き、

健やかに安心して暮らせるまちづくり」

4 計画の展開（「地域福祉計画」の施策の体系）



5 計画の推進と進行管理

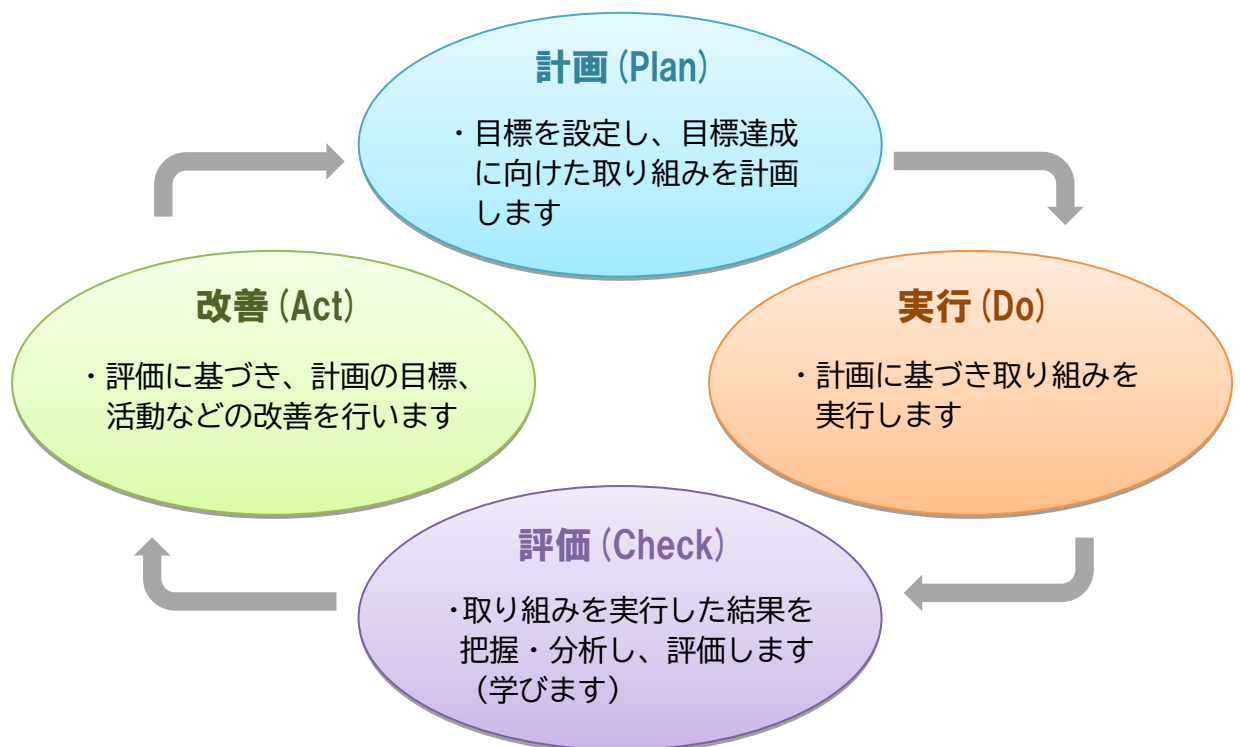
本計画を推進するにあたっては、市民と行政が協働しながら、それぞれ取り組みを進めていくことが大切です。

計画の推進にあたっては、今後の国や都の動向を注視して制度改革等に関する迅速な情報収集と対応に努めるとともに、進行管理に際しては、進捗評価と計画の見直し・予算編成を連動させた「PDCAサイクル」による管理を行います。

◇地域住民等との連携・協働：地域福祉の担い手としての地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体など地域活動団体、関係機関、民間サービス事業者などとの連携・協働を図ります。

◇庁内体制の確立・強化：本計画は保健福祉だけではなく関連領域も含んだ総合的な計画（地域福祉計画）であるため、庁内関係各課の緊密な連携を図り、全庁的な体制で、一貫性のある施策の推進を図ります。

◇計画の進行管理





6

「重層的支援体制整備事業実施計画」

【計画期間】

令和6年度～令和11年度

【計画の位置づけ】

社会福祉法第106条の5に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけられるものであり、第四次稲城市保健福祉総合計画における「包括的支援体制の充実」を実現するための具体的事項について示すものです。

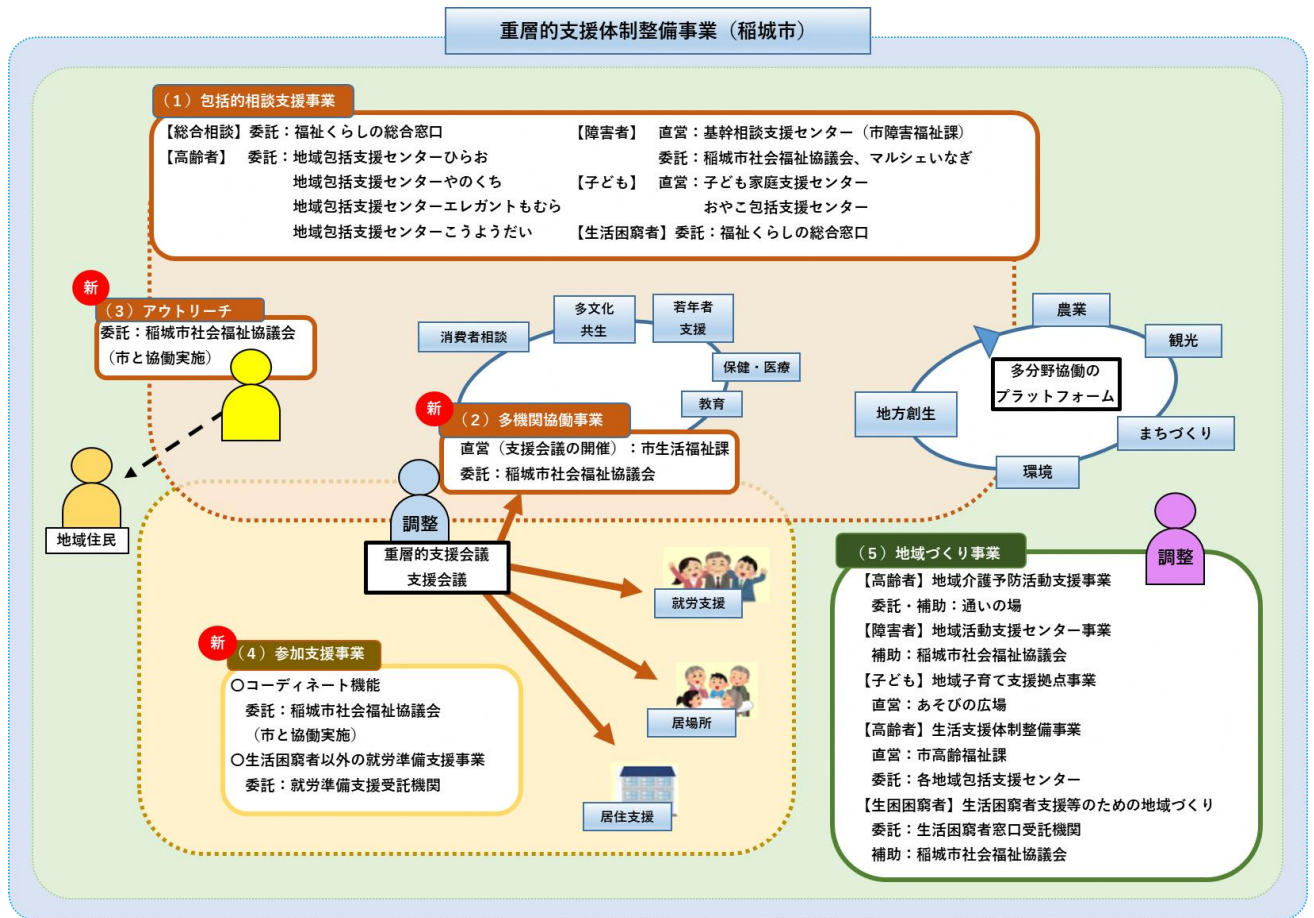
稲城市長期総合計画をはじめ、「稲城市社会福祉協議会住民活動計画」や福祉等の各個別計画と調和を保ち、記載事項について整合を図ります。

【概要】

重層的支援体制整備事業では、5つの事業を一体的に実施することによって、包括的な支援体制を推進します。

- ①相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、「**包括的相談支援事業**」において包括的に相談を受け止めます。
- ②受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した課題がある相談については、「**多機関協働事業**」につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。
- ③長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、「**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**」により本人との信頼関係の構築を図り継続的な支援を行います。
- ④相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には「**参加支援事業**」を利用し、本人のニーズと地域の居場所の間を調整します。
- ⑤そのほか、「**地域づくり事業**」を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざします。

5つの事業の実施体制



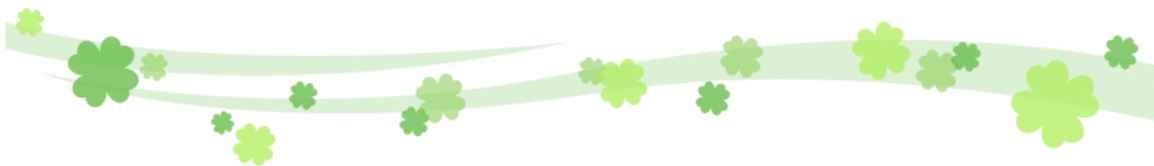
7 「第二次成年後見制度利用促進基本計画」

【計画期間】

令和6年度～令和11年度

【計画の位置づけ】

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する市町村の基本的な計画と位置づけ、福祉分野の上位計画である「第四次稲城市保健福祉総合計画」と整合性を保つとともに、「稲城市社会福祉協議会住民活動計画」等との連携を図ります。



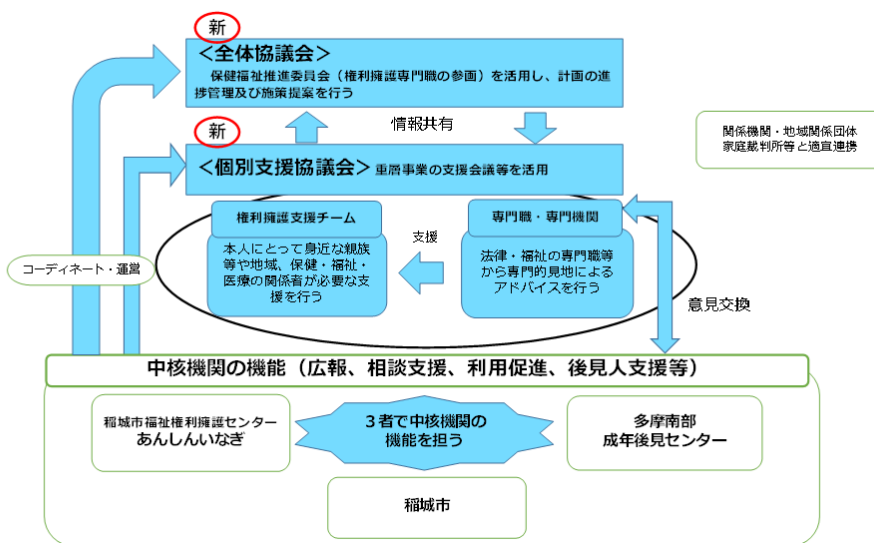
【施策の概要】

本市の成年後見制度に関する支援体制は、生活福祉課・高齢福祉課・障害福祉課のほか地域包括支援センターなど各相談窓口において、それぞれで権利擁護に関する相談対応・支援を行っています。さらに、身近な地域の相談支援を行う「稲城市福祉権利擁護センターあんしん・いなぎ」と5市で共通する課題に広域に取り組む「多摩南部成年後見センター」と協働し、推進していきます。

中でも重点的に取り組むべき内容について、以下に施策を示します。

- I. 広報・周知 ～制度の周知・任意後見の利用促進～
- II. 相談 ～相談の受け止め・適切な支援につなぐ～
- III. 切れ目のない利用促進 ～担い手の確保、本人の意思決定支援とその浸透～
- IV. 権利擁護を支援する地域連携ネットワークづくり ～市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進、適切な後見人等の選任・交代の推進等～

権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



第四次稲城市保健福祉総合計画 <概要版>

令和6年3月

編集・発行 稲城市福祉部 生活福祉課

〒201-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地

TEL: 042-378-2111(代表)

